

昭和四十一年農林省令第四十三号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長

に関する法律施行規則

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第三

条、第四条第一項第八号（第二十条第四項において準用する場合を含む。）及び第五項、第五条第一項及び第三項（第九条第四項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）、第七条第三項、第八条第一項、第九条第三項及び第六項、第三十四条第三項（第二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項並びに第二十五条（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則を次のように定める。

（規約の内容）

第一条 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（以下「法」という。）第三条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 入会林野整備の実施に係る地域

二 入会林野整備に要する経費の分担の方法

三 代表者の選任の方法及び代表権の範囲

四 事務所の所在地

五 会議に関する事項

六 業務の執行及び会計に関する事項

（入会林野整備計画の内容）

第二条 法第四条第一項第八号の農林水産省令で定める事項は、入会権者で同項第三号の権利を取得させるべきこととされていないものがある場合には、その旨及びその理由とする。

第三条 法第四条第五項の農林水産省令で定める（处分の制限がある入会林野）

成八年法律第一百九号、民事執行法（昭和五十一年法律第四号）、人事訴訟法（平成十五年法律第一百九号）、国税徴収法（昭和三十四年法律第一百四十七号）その他の法律の規定により処分の制限があるものとする。

（入会林野整備に係る関係権利者の同意）
第四条 法第五条第一項の規定による同意は、当該入会林野整備計画において定められた事項の制限があるものとする。

（入会林野整備に係る関係権利者）といふ。に係る部分を記載した書面によつて得なればならない。

2 法第三条の認可を申請しようとする入会権者の代表者（以下この条において「申請人代表者」という。）は、前項の規定による書面による同意に代えて、第五項で定めるところにより、関係権利者の承諾を得て、前項の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」といふ。）により得ることができる。この場合において、当該申請人代表者は、当該書面による同意を得たものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 申請人代表者の使用に係る電子計算機に備えられた関係権利者の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 申請人代表者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された関係権利者の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該関係権利者の閲覧に供し、当該申請人代表者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該関係権利者の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シード・ディー・ロムその他の

これらに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したものを得る方法

三 前項各号に掲げる方法は、関係権利者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

四 第二項の「電子情報処理組織」とは、申請人代表者の使用に係る電子計算機と、関係権利者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

五 申請人代表者は、第二項の規定により第一項の同意を得ようとするときは、あらかじめ、関係権利者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に掲げる方法のうち当該申請人代表者が用いるもの

2 前項の規定による承諾を得た申請人代表者は、関係権利者から書面又は電磁的方法によつて得なればならない。

て電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、第一項の同意を電磁的方法によつて得てはならない。ただし、当該関係権利者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

（入会林野整備計画の認可の申請）
第五条 法第三条の認可を申請する場合において、法第五条第三項の規定により申請書に添附しなければならない書類のうち入会林野整備計画及び第三項第五号に掲げる図面の提出部数は、それぞれ、二通とする。

2 法第五条第三項第二号の入会権に係る慣行を記載した書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 入会林野の利用の方法

二 入会林野の位置を示す地図

三 入会権者の資格に関する事項

四 入会権者の権利及び義務の内容

五 収益の処分に関する事項

六 入会林野整備計画において定める土地の利用に関する計画の概要を示す図面

七 入会林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地である場合において、当該農地又は採草放牧地（当該計画において農地及び採草放牧地以外のものとして利用されることとされている農地又は採草放牧地を除く。）につき所有権又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得させるべき入会権者があるときは、当該入会権者又はその世帯者が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地及び採草放牧地の面積、これらの者が権原に基づき現にその耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積、これらの者が当該事業に從事している状況、これらのが当該事業につきその労働力以外の労働力に依存している状況並びにこれらの者が当該事業に供している農機具及び役畜の状況を記載した書面

（入会林野整備計画の審査の結果等の公告）

第六条 法第六条第四項の規定による公告は、同項の規定により縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所を記載してするものとする。

（入会林野整備に係る協議の結果の報告）

第七条 法第七条第三項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事（法第十八条の規定により農林水産大臣が処理することとされる入会林野整備にあつては、農林水産大臣。次条及び第十条において同じ。）に提出してしなければならない。

一 協議の相手方の氏名又は名称及び住所

二 協議がどとのつた場合にはその旨及びその内容、協議をすることができなかつた場合又は協議がどとのわなかつた場合にはその旨及びその理由

三 協議の経過の概要

（入会林野整備に係る調停の申請）

第八条 法第八条第一項の規定による調停の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出してしなければならない。

一 相手方の氏名又は名称及び住所

二 申請の趣旨

三 協議の経過の概要

（入会林野整備計画の変更）

第九条 第四条の規定は、法第九条第三項の規定による同意について準用する。

第十条 法第九条第六項の規定による規約又は代表者の変更の届出は、変更の内容（代表者の変更にあつては、変更前及び変更後の代表者の氏名及び住所）及びその理由を記載した届出書を都道府県知事に提出してしなければならない。

（入会林野整備に係る土地等の出資の届出）

第十一條 法第十一条第三項の規定による届出は、出資を受けたことを証する書面二通を添附してしなければならない。

（旧慣使用林野整備計画の決定手続及び内容）

第十二条 法第二十条第一項の規定による確認は、当該旧慣使用权者が当該旧慣使用林野を旧慣使用权以外の権利の目的としてない旨を記載した書面によつて得なければならない。

2 第四条第二項から第六項までの規定は、前項の確認について準用する。この場合において、これらの規定中「同意」とあるのは「確認」

と、「関係権利者」とあるのは「旧慣使用権者」と、これらの規定（同条第二項柱書前段を除く。）中、「申請人代表者」とあるのは「市町村長」と、同項柱書中「法第三条」とあるのは「法第十九条」と、「入会権者の代表者（以下この条において「申請人代表者」という。）」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

法第二十条第二項の農林水産省令で定める権利は、電線路施設その他公共の用に供される施設の用地に係る権利とする。

法第二十条第二項の農林水産省令で定める处分の制限がある旧慣使用林野は、民事訴訟法民事執行法その他の法律の規定により処分の制限があるものとする。

第二条の規定は、法第二十条第四項において準用する法第四条第一項第八号の農林水産省令で定める事項について準用する。

（旧慣使用林野整備計画の認可の申請）

第三十三条 第四条の規定は、法第二十一条第一項の規定による同意について準用する。

（旧慣使用林野整備に係る土地等の出資の届出）

第五十五条 第二十二条の規定は、法第二十三条第二項において準用する法第十四条第三項の規定による届出について準用する。

（立入り等の公告）

第十六条 法第二十五条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、立入り又は立木竹の伐採の目的、場所及び期日を記載した書面を、立ち入ろうとする土地又は伐採しようとする立木竹の所在する土地を管轄する市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してしなければならない。

（映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等）

第十七条 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百九十四号）において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号。以下「准用行政不服審査法施行令」という。）第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第七条第四項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「准用行政不服審査法」という。）第三十二条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）

（送付に要する費用の納付方法）

第十八条 準用行政不服審査法施行令第十四条第一項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 郵便切手又は農林水産大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法

二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により準用行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付の求めをした場合において、当該求めにより得られた納付情報により納付する方法

（審理員意見書の提出）

第十九条 準用行政不服審査法施行令第十六条の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるもの（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含み、事件記録（準用行政不服審査法第四十一条第三項に規定する事件記録をいう。）に該当するものを除く。）とする。

一 審理関係人その他の関係人から審理員に対して行われた準用行政不服審査法第十三条第一項の許可の申請その他の通知

二 審理員が審理関係人その他の関係人に對して行つた準用行政不服審査法第十三條第一項の許可その他の通知

三 その他審理員が必要と認める書類

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年九月一日農林省令第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五三年七月五日農林省令第三八号）抄
この省令は、民事執行法の施行の日（昭和十五年十月一日）から施行する。
附 則（平成一七年三月七日農林水産省令第一八号）
この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。
附 則（平成一八年三月三一日農林水産省令第二三号）
この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
附 則（令和元年一二月一六日農林水産省令第四七号）
この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。
附 則（令和二年一二月二一日農林水産省令第八三号）
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。